

ガバナンス

Contents

023 コーポレート・ガバナンス

029 内部統制

031 リスクマネジメント

033 コンプライアンス

039 腐敗防止

042 税の透明性

043 レスポンスブル・ケア

048 サイバーセキュリティ

ガバナンスを通じたSDGsへの貢献



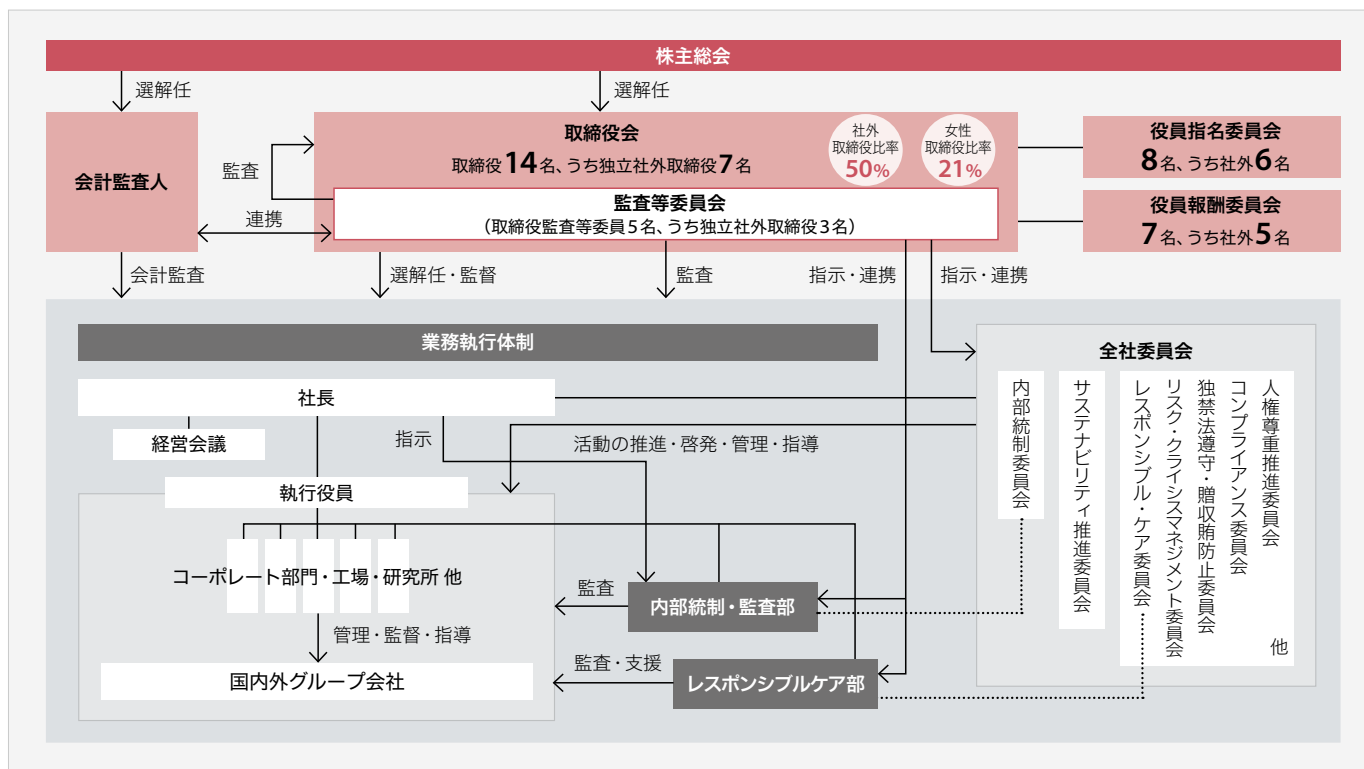
コーポレート・ガバナンス

住友化学は、ガバナンスの一層の向上を目指し、機関設計に加え指名・報酬等の会社の統治機構、実効性の高い取締役会のあり方などについて、継続的な改善に取り組んでいます。

コーポレート・ガバナンスの体制

2025年6月の監査等委員会設置会社への移行後は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員が取締役会の構成員となることで取締役会の監督機能を一層強化するとともに、監査等委員会と内部統制・監査部門等との指示・連携体制強化により、執行に対する監査の実効性を充実させています。さらに、取締役会における業務執行の決定を広く取締役に委任可能とすることで、取締役会においては年間アジェンダに基づき事業ポートフォリオを含む中長期の経営戦略等についてより時間をかけて議論を重ねています。

■ コーポレート・ガバナンス体制図 (2026年7月1日現在)



■ コーポレート・ガバナンス体制

名称	開催実績	概要
取締役会	14回 (2025年度)	議長：取締役会長（取締役会長は執行役員を兼務していない） 法令、定款、取締役会規程などにに基づき、経営方針、事業戦略、経営上の重要事項を決定するとともに、各取締役などから職務の執行状況、財務状態および経営成績などの報告を受け、取締役などの職務執行を監督しています。取締役は、役員指名委員会の答申を受けて取締役会で候補者が指名され、毎年1回株主総会において選任されます。
監査等委員会※1	11回 (2025年度)	構成員：監査等委員である取締役5名（うち独立社外取締役3名） 取締役の職務執行を法令と定款に従い監査することで、当社のコーポレート・ガバナンスの重要な役割を担っています。監査結果および監査等委員である社外取締役からの客観的意見については、内部監査、監査等委員会監査および会計監査に適切に反映し、監査の実効性と効率性の向上を図っています。また、監査等委員会室を設置し、監査等委員の指揮を受け、その職務を補佐する専任の従業員を配置しています。加えて、専任のスタッフとは別に内部統制部門のスタッフ3名を兼務させることにより、監査等委員会と当該部門との連携強化を図ることとしています。
役員指名委員会	1回 (2025年度)	委員長（2026年度）：取締役会長 構成員：社外取締役と取締役会長、取締役社長 経営陣幹部※2の選任、取締役および監査等委員である取締役の指名に関する取締役会の諮問機関です。取締役を構成員（過半数は社外取締役）とする同委員会が役員の選任に際して取締役会に助言することで、役員選任の透明性と公平性のより一層の確保と役員選任手続きの明確化を図っています。
役員報酬委員会	4回 (2025年度)	委員長（2026年度）：村木社外取締役 構成員：社外取締役と取締役会長、取締役社長 取締役や執行役員の報酬制度および報酬水準ならびにそれらに付帯関連する事項に関する取締役会の諮問機関です。取締役を構成員（過半数は社外取締役）とする同委員会が、役員報酬制度や水準などの決定に際して取締役会に助言することで、その透明性と公正性を一層高めています。また、取締役会の授権を受け、経営陣幹部、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別報酬額を「経営陣幹部、取締役に対する報酬決定方針」に基づき決定します。
経営会議	原則 年24回	構成員：重要な経営機能を統括もしくは担当する執行役員、常勤監査等委員および取締役会議長 経営会議は、取締役会に上程される議案や報告事項を含め、経営戦略や設備投資などの重要事項を審議する機関として、経営の意思決定を支えています。原則として年24回開催されています。

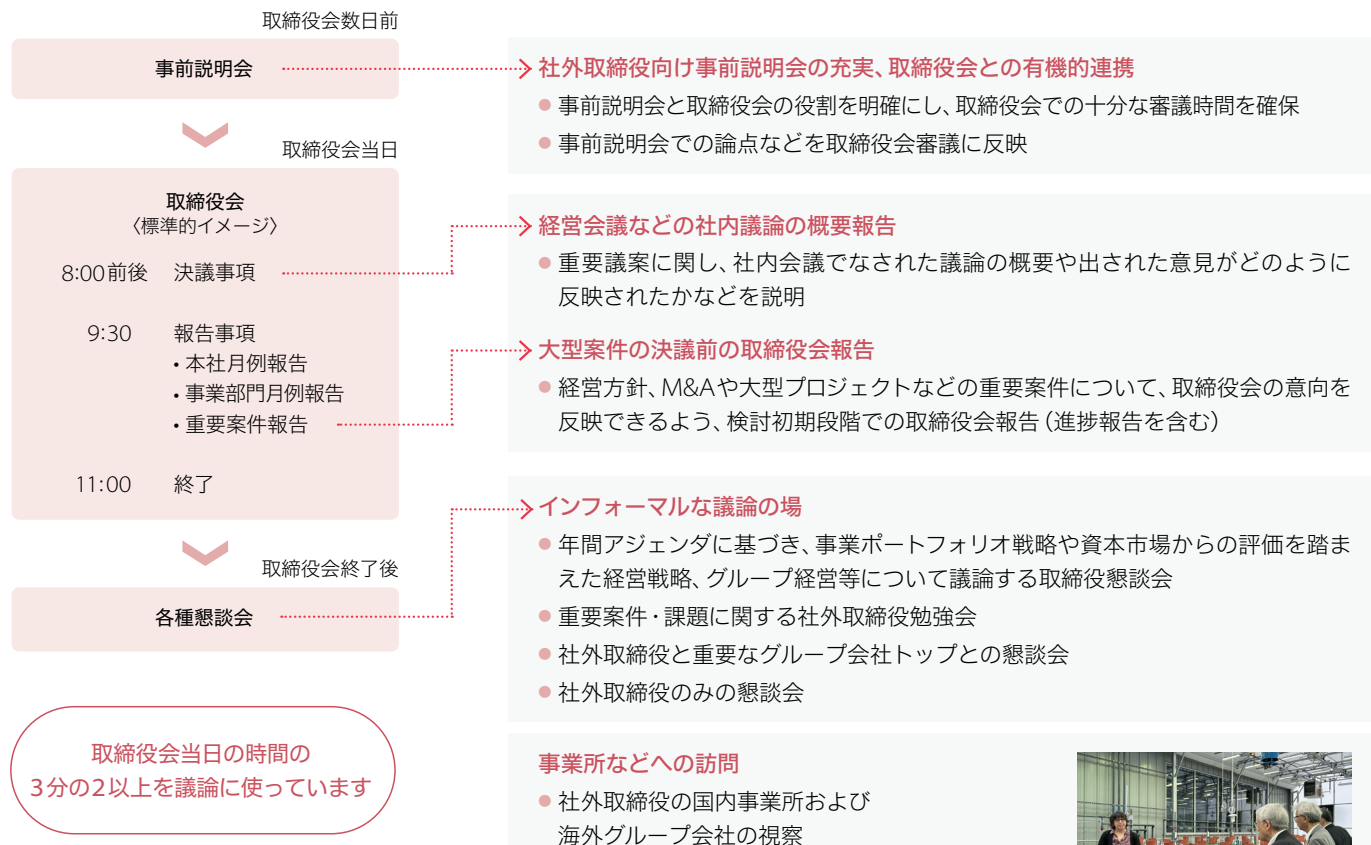
名称	開催実績	概要
内部統制委員会	3回 (2025年度)	内部統制システムの構築・充実のための諸施策を審議し、その実施状況を監督することで、住友化学グループにおける内部統制システムの不断の充実を図っています。
サステナビリティ 推進委員会	2回 (2025年度)	中長期的な環境・社会課題を、リスクと機会の観点から総合的に捉え、当社グループのサステナビリティへの貢献を加速する策を提言しています。
レスポンシブル・ ケア委員会	1回 (2025年度)	労働安全衛生・保安防災対応など、レスポンシブル・ケア（安全、健康、環境、品質）に関する年度方針や中期計画、具体的施策の策定や、実績に関する分析および評価などを審議しています。
リスク・クライシス マネジメント委員会	1回 (2025年度)	大規模災害、パンデミック、治安悪化、サイバーインシデントなど、個別のリスク・クライシスの対処方針などを審議しています。
コンプライアンス 委員会	1回 (2025年度)	グループコンプライアンス方針および活動計画の審議、ならびに内部通報などへの対応および活動実績など、コンプライアンス体制の運営状況に関する審議をしています。
人権尊重推進 委員会	1回 (2025年度)	人権に関する啓発の推進および住友化学グループを含めたバリューチェーン全体における人権の尊重に関する施策の立案・実行をしています。

※1 2025年6月より監査等委員会設置会社へ移行。移行前に開催された2025年度の監査役会は4回
※2 専務執行役員以上の役位の執行役員および社長執行役員の直下で一定の機能を統括する役付執行役員

実質面でのコーポレート・ガバナンス強化の取り組み

取締役会の運営方法の継続的改善

住友化学は取締役会のモニタリング機能の一層の強化および経営の透明性・客観性のさらなる向上などを主な目的として、取締役会の運営方法やコーポレート・ガバナンスに関する諸施策について継続的に改善を重ねています。特に社外取締役の知見を最大限に活用することを重視し、社内取締役と社外取締役の情報の非対称性を縮小させるべく、取締役会以外の議論の場も活用して各種施策を講じています。こうした改善の結果、取締役会およびその前後の会議体の運営は、下図のとおりになっています。



資本市場からの評価を踏まえた経営の深化に向けて

2025年度は、資本市場からの評価を含めた企業価値向上の取り組みを取締役会の年間アジェンダの一つとして位置づけ、取締役懇談会等の場で議論しました。社外取締役からは、「市場からの評価の定期的なモニタリングが必要」、「企業価値向上に向けて、事業ポートフォリオ高度化やROIC向上の具体策についてより深い議論が必要」、「当面の成長ドライバーと位置づけるアグロ&ライフソリューション部門とICT&モビリティソリューション部門が資本市場からの期待に応えることが必要不可欠」などの意見が出されました。また、社外取締役と機関投資家とのスモールミーティングを実施し、機関投資家の方々からの率直なご意見も踏まえ、取締役会の議論の充実に向けた課題を確認しました。

これらを踏まえ、2026年度は「市場からの評価を踏まえた経営の深化」を掲げ、市場との対話を充実させるとともに、その内容を取締役会へフィードバックし、企業価値向上に向けた取り組みの進展と方向性について議論を深めます。具体的には、取締役会アジェンダにおいて中長期的な事業ポートフォリオ戦略やROIC向上施策について十分な時間を設け、忌憚のない議論を行い、決定した諸施策を確実に実践してまいります。



取締役会の実効性評価

取締役会の実効性に関する評価については、取締役会の構成、運営状況、取締役会における審議や報告の実施状況、独立社外取締役の有効活用、監査等委員会と取締役会との間の情報共有、業務執行に対する監督の状況、任意設置の役員指名委員会および役員報酬委員会、社外取締役の研鑽機

会、ならびに株主との対話に関して、各取締役に対してアンケートを実施しています。その結果を参照し、社外取締役懇談会における率直な意見交換を経て、取締役会にて、これらの意見をもとに取締役会の実効性評価に関する総括を行い、その内容について経営会議でも報告・共有しました。

2024年度に 指摘された課題	取締役会におけるモニタリングプロセスの振り返り・検証	モニタリング強化のためのアジェンダ設定	市場の評価を活かした企業価値向上
2025年度の 取り組み	これまでの経営施策等に関する取締役会によるモニタリングについて検証し、機関設計の変更に伴う諸施策とあわせ、さらなる改善につなげる	機関設計の変更を機に取締役会に諮る個別事案を減らすとともに、それによって生み出される時間を活用して、経営上の重点テーマについてもあらかじめ取締役会等で議論し、年間アジェンダ計画を作成のうえ、モニタリング機能強化につなげる	● 市場からの評価を従来以上に詳細に分析のうえ、資本政策、株主還元策についてより一層議論を深める ● 市場とのエンゲージメントをさらに強化し、わかりやすく情報開示を行うことで、株主価値の最大化を目指す
2025年度の 取り組みの 実績と評価	過去の大型投資案件の検証やそれらも踏まえた投資案件の意思決定プロセスの見直し、起業案件の成果フォロー等について、取締役会および取締役懇談会で議論を実施	個別事項の審議・報告は重要案件に絞るとともに、取締役懇談会等で議論のうえポートフォリオ戦略等を中心とした年間アジェンダを設定	● 当社に対する資本市場の評価をより詳細に分析のうえ、今後の企業価値向上に向けた取り組みのポイントについて意見交換を実施 ● 新たな対話の機会として、社外取締役と証券アナリストによるスモールミーティングを実施
	次年度の課題： 中長期的な企業価値向上を実現するうえでは、取締役会のモニタリング機能のさらなる強化を図るべき 総括： 監査等委員会設置会社への移行に伴う取締役会付議基準の見直しや、昨年の実効性評価を踏まえた年間アジェンダの設定等により、事業ポートフォリオをはじめとする重要な経営課題に関する議論の充実化が図られている		
2026年度の 取り組み	持続的成長に向けた 取締役会のさらなる機能発揮	● 事業環境変化を先取りし、当社の勝ち筋を見極めながらタイムリーかつ柔軟に事業ポートフォリオの見直し等を行うべく、中長期の経営戦略に関する議論の機会を一層充実させる ● 市場や競合の動向、当社の競争優位性等を含めた成長戦略の進捗を取締役会でモニタリングし、執行による確実なアクションプラン遂行を後押しする ● 社内検討過程における課題認識の取締役会への共有を充実させ、より深みのある審議につなげる	
	市場からの評価を踏まえた経営の深化	● 市場との対話を充実させるとともに、対話の内容を取締役会にフィードバックし、当社の目指す方向性と市場評価とのギャップ分析や改善の方向性等についての議論を深める	
	グループガバナンスのより一層の実効性向上	● 事業戦略上の各グループ会社の位置づけや保有方針について取締役会で定期的に確認・議論し、より最適なグループ体制の実現を目指す ● グループガバナンスの有効性の検証を不断に行い、実効性確保に努める	
	その他	● 第三者機関の関与やベンチマーク比較による客観的評価の有用性を含めた実効性評価方法の見直しを行う	

役員報酬

取締役（取締役監査等委員および社外取締役を除く）および執行役員の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」、変動報酬としての「賞与」および「株式報酬」から構成されるものとします。また、取締役監査等委員および社外取締役の報酬は、「基本報酬」のみで構成されるものとします。

報酬水準については、当社の事業規模や事業内容、ESGなどの非財務的要素も含めた外部評価等を総合的に勘案するとともに、優秀な人材の確保・維持等の観点からの競争力ある水準とします。また、その水準が客観的に適切なものかどうか、外部第三者機関による調査等に基づいて毎年チェックします。

役員報酬の構成

報酬制度の改定

持続的な企業価値の向上を推進すべく、よりインセンティブを強化する方向で、主に次の2点で報酬制度を見直しました。

	変動報酬比率のアップ	ROIC達成度係数の導入
目的	業績連動インセンティブの強化	ROIC志向経営の徹底
改定内容	固定・変動報酬の比率を見直し、変動報酬の比率を向上	変動報酬の賞与算出フォーミュラに新たにROIC達成度係数を設定

各報酬要素の仕組み

① 基本報酬

次の判断要素に基づいて、総合的かつ中長期的にみて当社のポジションが変動したと判断しうる場合は、報酬水準を変動させます

判断要素	主な指標
成長	売上収益
	資産合計
	時価総額
収益力	当期利益（親会社所有者帰属）
	ROE
	ROIC
	D/Eレシオ
外部評価	信用格付
	GPIFが選定したESG指数

（注）各人の支給額は役位別に決定

② 賞与

連結業績指標	コア営業利益 + 金融損益（受取配当金、純利息等）				
算定式	連結業績指標	×	係数※1	×	ROIC達成度係数※2

（注）連結業績指標が一定以下の場合、賞与は不支給

※1 係数は上位の役位ほど大きくなるよう設定

※2 ROICに応じて、0.8～1.3の範囲で係数を設定し、賞与額を変動させる

③ 株式報酬

譲渡制限付株式報酬とし、役位別・業績別に定めた額に応じた譲渡制限付株式を毎年定時株主総会後の一定の時期に割り当て、在任中はその保有を義務付けます。また、総報酬に占める株式報酬の割合は、上位の役位ほど大きくなるよう設定します

■ 取締役（取締役監査等委員および社外取締役を除く）の報酬構成イメージ

連結コア営業利益 2,000億円の場合	① 基本報酬	② 賞与	③ 株式報酬
	約40%	約40%	約20%
2025年度実績	① 基本報酬 53.5%	② 賞与 29.2%	③ 株式報酬 17.3%

■ 役員報酬実績（2025年度）

役員区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬 （固定報酬）	賞与 （業績連動報酬）	株式報酬 （非金銭報酬）
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	13 (5)	661 (76)	389 (76)	171 (—)	101 (—)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5 (3)	113 (46)	113 (46)	—	—
監査役 （うち社外監査役）	5 (3)	30 (11)	30 (11)	—	—
合計	23	805	533	171	101

（注）・監査役に対する支給額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）に対する支給額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものである

・上記の員数および報酬等の額には、当期中に退任した取締役4名と監査役5名を含む



経営陣幹部の選解任と取締役・取締役監査等委員候補者の指名を行うにあたっての方針と手続き

選任方針

- 的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点から、業績、知識・経験、人格・識見などを総合的に勘案し、それぞれの責務にふさわしい人物を選任します
- 当社が定める基準に従い、一定の年齢に達した場合は、当該任期終了とともに退任することを原則とします
- 社外取締役および社外取締役監査等委員候補の指名にあたっては、当社取締役・取締役監査等委員としての責務を適切に果たすことのできるよう、当該候補者が他の上場会社の役員を兼務する場合は、当社を含めて5社以内を目処とします

選任手続き

代表取締役による 人選

- 方針に則り、経営陣幹部、取締役および取締役監査等委員候補とするにふさわしい人物を選任します

役員指名委員会の 審議

- 人選結果について審議を行い、取締役会へ助言を行います

取締役会の決議

- 役員指名委員会の助言を踏まえて審議を行い、決定します

解任方針・手続き

- 経営陣幹部に不正、不当もしくは背信を疑われる行為があったとき、その他経営陣幹部としてふさわしくない事由があったときは、取締役会で審議し、決定します

取締役の専門性と経験

当社は、多岐にわたる事業を展開しているため、その経営にはさまざまな分野の専門性やビジネス経験等が必要とされます。このような事業特性に鑑み、当社の取締役会は、企業経営、当事業、財務・会計、法務・コンプライアンス・内部統制等に関する幅広い知識や豊富な経験、国際経験等を有する者を含め、多様性のあるメンバーで構成することを原則としています。

■ 取締役の専門性と経験

	役職	専門性と経験								
		企業 経営	事業戦略・ マーケ ティング	技術・ 研究	グローバル	ESG・ サステナ ビリティ	財務・ 会計	人事 労務	法務・コンプ ライアンス・ 内部統制	その他 専門領域への 知見
取締役（監査等委員である取締役を除く）										
岩田 圭一	代表取締役会長	●	●		●					
水戸 信彰	代表取締役社長	●	●	●						
佐々木 啓吾	代表取締役		●		●		●			● (コーポレート コミュニケーション)
山口 登造	取締役		●	●						● (IT・DX)
坂田 信以	取締役			●		●				● (知財)
村木 厚子	社外取締役					●		●	●	
市川 晃	社外取締役	●			●	●				
野田 由美子	社外取締役	●			●		●			
大橋 徹二	社外取締役	●		●	●					● (IT・DX)
監査等委員である取締役										
大野 顕司	取締役					●			●	
野崎 邦夫	取締役				●		●			
加藤 義孝	社外取締役				●		●		●	
米田 道生	社外取締役	●				●				● (金融)
神村 昌通	社外取締役					●			●	

(注) 上記一覧表は、各人の有する専門性と経験のうち主なもの最大3つ(「その他専門領域への知見」を除く)に●印をつけている

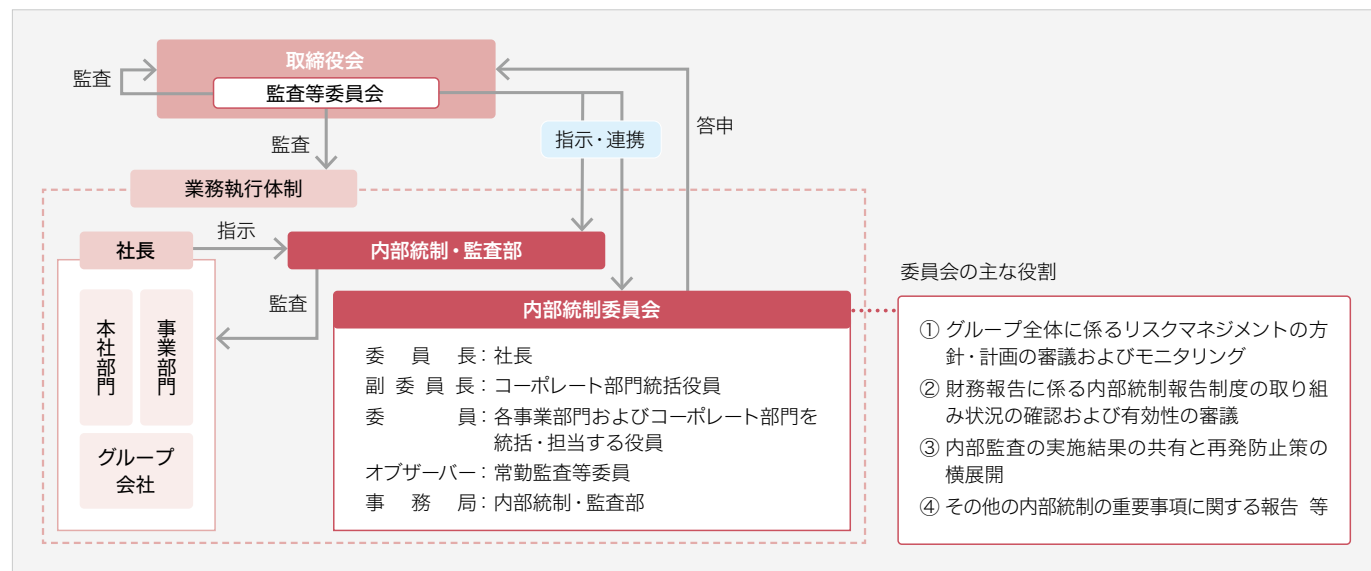
内部統制

内部統制システムの整備状況

住友化学では、会社法に定める業務の適正を確保するための体制として、取締役会決議にて「内部統制システムの整備に係る基本方針」を制定しています。

また、社長を委員長、各事業部門およびコーポレート部門を統括・担当する執行役員を委員、常勤監査等委員をオブザーバーとする内部統制委員会を年3回開催し、前述の基本方針に基づく諸施策の計画および実施状況について審議、確認するとともに、取り巻く事業環境の変化に迅速かつ適切に対応していくことなどによって、当社グループにおける内部統制システムの不
断の充実を図っています。

内部統制委員会体制



そして、同委員会の実施内容については、開催の都度、監査等委員会に報告した上、取締役会にて報告・審議しています。2025年度は以下の事項について取締役会へ報告しました。

1. 内部統制システムの整備に係る基本方針に関する取り組み
2. リスクマネジメントに関する取り組み
3. 内部監査の方針、実施結果
4. 財務報告に係る内部統制報告制度の対応 等

内部統制システムの整備に係る基本方針

https://www.sumitomo-chem.co.jp/company/files/docs/InternalControlSystem_20250620.pdf

適時開示の社内制度

コーポレートコミュニケーション部が主管部署となり、関連部署と連携してタイムリーかつ継続的な情報開示を行っています。金融商品取引法および証券取引所が定める開示規則などに要請される開示事項以外であっても、投資家の投資判断に影響を与えると思われる情報は積極的に開示するようにしています。また、社会や資本市場との一層の信頼関係構築に向けた取り組みとして、証券取引所のルールに従い、コーポレート・ガバナンスについての会社の考え方や体制の詳細を記述した報告書（コーポレート・ガバナンス報告書）、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役の確保の状況に関する報告書（独立役員届出書）などを作成しています。これらの情報は、日本取引所グループのホームページにおいてご覧いただけます。

コーポレート・ガバナンス報告書

https://www.sumitomo-chem.co.jp/company/files/docs/governance_report.pdf

内部監査

住友化学では、内部統制のモニタリング活動の一つとして、監査等委員会監査、会計監査人監査とは別に、当社内に専任の組織を設置して監査を実施しています。当社およびグループ会社の業務執行に係る事項全般については内部統制・監査部が内部監査を、化学製品のライフサイクル全般における安全・健康・環境・品質に係る事項についてはレスポンシブルケア部の専任監査チームがレスポンシブル・ケア監査を、各々必要な連携を取りながら実施しています。なお、内部統制・監査部長の選任は取締役会の決議事項となっています。

監査にて重要な発見事項があった際には、速やかに業務執行ラインの役員および監査等委員会へ（経営陣幹部に関する発見事項があった場合には、監査等委員会およびコンプライアンス委員会事務局長へ）報告しています。

また、監査等委員から指示がある場合は、その指示に従い、適切な調査および報告を行い、監査等委員の監査業務を補佐しています。

①内部監査

監査実施部署	内部統制・監査部
監査の目的	「業務の有効性と効率性の維持」「財務報告の信頼性の確保」「事業活動に関わる法令等の遵守」などの観点から内部統制が整備・運用され、適切に機能しているか検証する
監査サイクル	各監査対象単位ごとに、原則3～5年に1度
監査実施会社・組織数（2025年度）	・業務監査：社内5組織、国内グループ会社8社、海外グループ会社13社 ・情報システムセキュリティ監査：社内5組織、国内グループ会社6社、海外グループ会社5社
監査結果・改善状況の共有	・内部監査連絡会（年3回定期開催／内部統制・監査部、レスポンシブルケア部、法務部、人事部、経理部、各事業部門の業務室など、当社の複数部署と常勤監査等委員が出席）にて報告 ・内部統制委員会（年3回開催）にて報告後、監査等委員会および取締役会に報告

②レスポンシブル・ケア監査

監査実施部署	レスポンシブルケア部の専任監査チーム
監査の目的	化学製品のライフサイクル全般における「安全・健康・環境」の確保および「品質」の維持向上に係る内部統制が整備・運用され、適切に機能しているか検証する
監査サイクル	各監査対象単位ごとに、原則1～3年に1度
監査実施会社・組織数（2025年度）	社内10組織、国内グループ会社11社、海外グループ会社5社
監査結果・改善状況の共有	・都度、社内報告 ・レスポンシブル・ケア委員会（年1回定期開催）にて報告、同様に監査等委員会へ報告

リスクマネジメント

住友化学では、持続的な成長を実現するため、事業目的の達成を阻害するおそれのあるさまざまなリスクを早期発見し適切に対応していくとともに、リスクが顕在化した際に迅速かつ適切に対処すべく、リスクマネジメントに関わる体制の整備・充実に努めています。

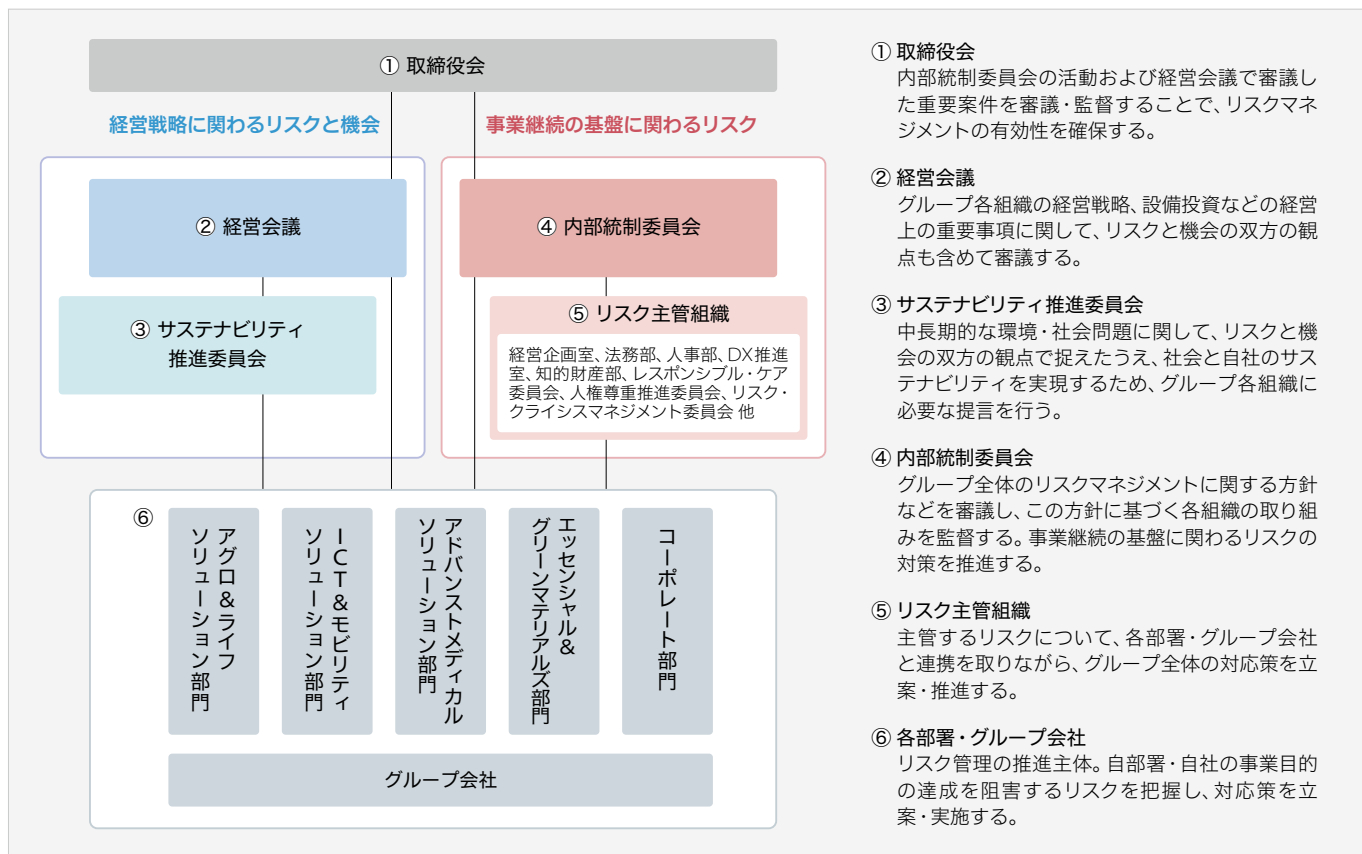
リスクマネジメント推進体制

住友化学では、内部統制委員会を中心とした複数の会議体連携によるリスクマネジメント推進体制のもと、当社グループの各組織がグループ方針に従い、業務遂行上のリスクを適切に管理しています。

内部統制委員会では、グループ全体のリスクマネジメントに関する方針の立案と方針に基づく各組織の取り組み状況の監督を俯瞰的に行っています。リスク情報の収集・評価等に加え、毎年、グループ全体のリスクマップを作成し、経営戦略に関わるリスクおよび事業継続の基盤に関わるリスクの状況を網羅的に把握するとともに、リスク主管組織と連携し、地震や労働災害、製品事故など事業継続の基盤に関わる重要なリスクへの対策を、グループ横断的に推進しています。

リスクと機会の双方の観点からの検討を必要とする経営戦略に関わるリスクについては、当社およびグループ会社の経営戦略や設備投資・投融資をはじめとした経営上の重要事項として、経営会議で都度、審議しています。また、サステナビリティに関しては、サステナビリティ推進委員会*で審議のうえ、中長期的な環境・社会問題について、当社グループの経営諸活動が社会と自社のサステナビリティの実現に寄与するよう、グルー

■ リスクマネジメント推進体制



プの各組織に向けて必要な提言を行っています。

なお、内部統制委員会の実施状況および経営会議で審議した案件のうち重要なものについては、都度、取締役会に報告および答申しています。

※ 会長・社外取締役・常勤監査等委員がオブザーバーとして参加

グループ横断的なリスク評価と対策の推進

内部統制委員会を中核とする主な施策の一つとして、当社では毎年度、当社および国内外のグループ会社のうち主要な約110の組織で、当社が作成したリスクの一覧表を用いて、自組織の事業目的の達成を阻害するおそれのあるリスクについて発生可能性と影響度を評価してリスクマップを作成しています。そして、その集約結果をベースとしてグループ全体のリスクマップを作成しています。

当社では、このグループ全体のリスクマップを用いて、内部統制委員会にてグループとして取り組みが必要な重要なリスクを把握してリスクマネジメントの方針を立案し、リスク主管組織と

連携して、当社グループのリスクマネジメントを推進しています。

また、グループの各組織では、自組織のリスクマップに基づき、グループ全体のリスクマップも参照のうえ、リスクの対応策を検討し、必要に応じて当社の事業部門やリスク主管組織と連携して対策を講じることで、効率的・効果的なリスクマネジメントを行っています。

▶ P031 リスクマネジメント：リスクマネジメント推進体制

組織横断的なリスクとクライシスへの対応

大規模災害（地震・風水害など）、パンデミック、国内外の治安悪

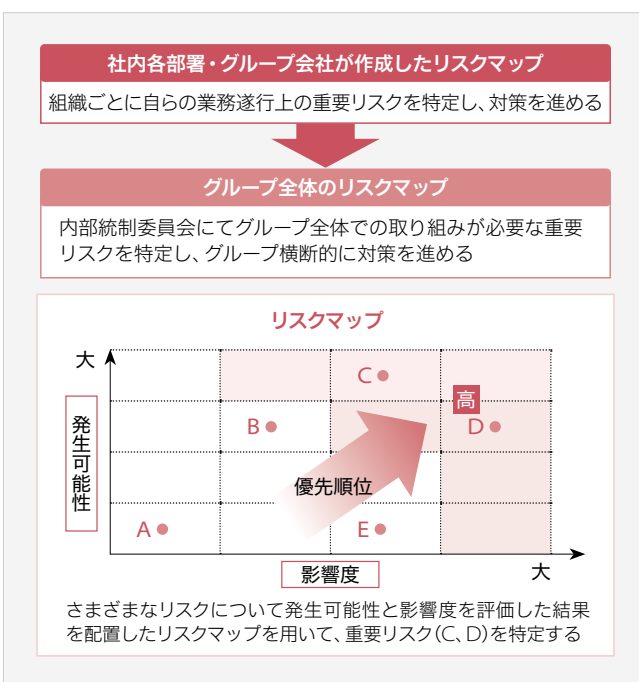
化（テロ・暴動・戦争など）、サイバーインシデント、その他複数の事業所、部署、グループ会社にもたがる個別のリスクやクライシス対処方針などを審議するため、「リスク・クライシスマネジメント委員会」を設置しています。

サイバー攻撃の脅威に対する取り組み

サイバー攻撃の脅威に対し、IT-BCP*および事業継続計画を策定し、同計画に基づく定期的な訓練を通じて運用の定着を図るとともに、継続的な見直し・改善に取り組んでいます。

※大規模サイバーインシデント等の発生時に、情報システムを継続または復旧させるための計画

■ リスク評価と対策の推進



■ リスクの一覧表

当社のリスク主管組織が協力して、当社グループの事業活動を取り巻く、経営戦略から事業継続の基盤に関わるリスクまで幅広く網羅した一覧表を作成しています。社内外の情勢や事業環境の変化に応じて毎年一覧表を見直しており、この一覧表を用いて当社グループ全体のリスク評価を行うことで、体系的かつ網羅的なリスクマネジメントを実現しています。

領域	一覧表に記載しているリスクの例
事業リスク	原材料・燃料・購入品・サービスの供給・提供途絶や急激な価格変動、業界再編、価格競争、技術革新、デジタル革新、異常気象、基準・規制の変更、需要の急激な変動、関税賦課、輸入制限
政治・社会リスク	GHG問題、プラスチック廃棄物問題・資源循環型社会への移行、テロ、各国／各地域のカントリーリスク
事故・災害リスク	地震・津波・噴火、気象災害（台風・竜巻・洪水・雹等）、火災・爆発、製品事故、環境汚染、地盤沈下、電気・ガス・水道等の供給途絶や制約
法令違反・コンプライアンスリスク	贈収賄、癒着、偽装、不祥事・犯罪行為、競争法違反、輸出管理規制違反、知的財産権侵害、インサイダー取引、機微情報・営業秘密の不正取得
人事・労務リスク	労働災害、人権問題、メンタルヘルス、ハラスメント、感染症・伝染病の蔓延
情報セキュリティリスク	サイバー攻撃、システム障害、機密漏洩、個人情報漏洩
税・財務リスク	税の透明性、運用資産の変動、金利変動

事業等のリスク

▶ https://www.sumitomo-chem.co.jp/ir/policy/risk_factors/

コンプライアンス

基本的な考え方

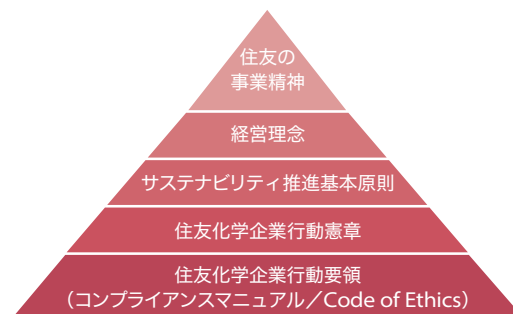
住友化学グループでは、コンプライアンスを企業経営の根幹と位置づけ、事業活動を行っている世界各国において、諸法令だけでなく、企業倫理の遵守を徹底するための活動に注力しています。コンプライアンス重視の精神は会社創業から今日に至るまで脈々と受け継がれ、その姿勢は従業員が守るべき行動規準として住友化学企業行動憲章に具体化され、また日々のコンプライアンス活動のバックボーンとなっています。特に昨今、企業が社会的責任を果たすことが従来以上に期待されるなか、グローバル化した当社グループの事業活動におけるコンプライアンスの徹底をさらに深化させるべく、住友化学グループはトップマネジメントによる強いリーダーシップのもとで、グループ一丸となってコンプライアンス活動をさらに推進しています。

住友の事業精神や経営理念を支える住友化学企業行動憲章および住友化学企業行動要領

住友化学では、住友の事業精神、経営理念およびサステナビリティ推進基本原則を支えるものとして、住友化学企業行動憲章を定めています。また、企業行動憲章をより具体化し、従業員に分かりやすく説明するために、住友化学企業行動要領（以下、コンプライアンスマニュアル）を社則として制定し、従業員に配布しています。

住友化学企業行動憲章

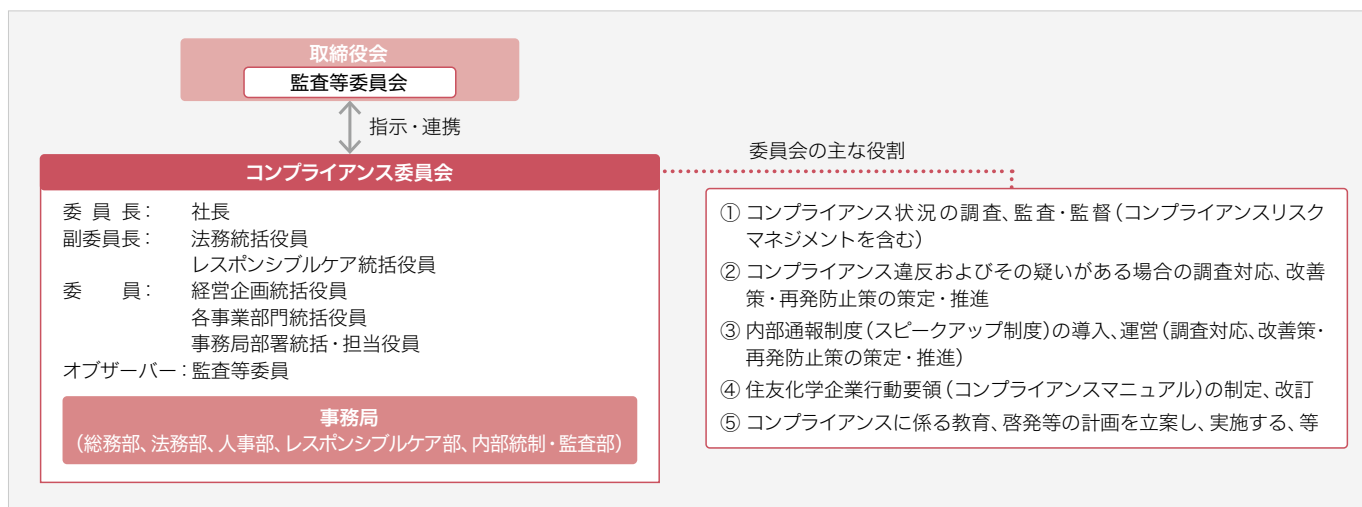
<https://www.sumitomo-chem.co.jp/company/principles/charter/>



コンプライアンスマニュアル

https://www.sumitomo-chem.co.jp/sustainability/governance/compliance/rules_society/

■ コンプライアンス委員会体制



住友化学グループ コンプライアンス体制

(1) コンプライアンス委員会

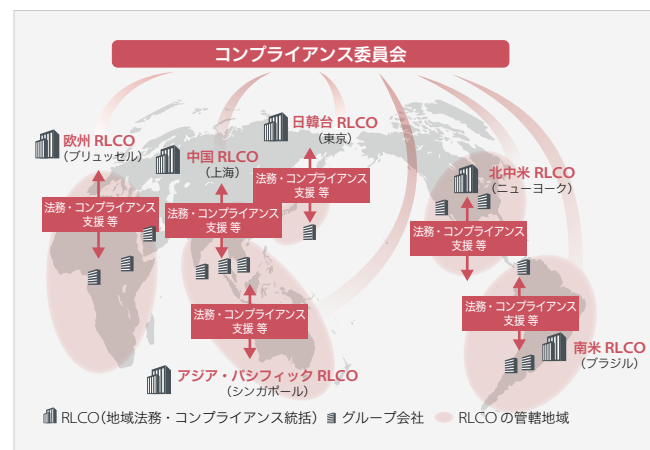
住友化学は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、最低年1回（必要があれば随時）開催しています。その委員会で議論された内容は、取締役会および監査等委員会に報告されフィードバックを受けています。同委員会はグローバルな視点から、住友化学グループ全体でのコンプライアンス基本方針を定め、コンプライアンスを徹底するための体制の確立・運営について、各事業部門および国内外のグループ各社に対して指導・支援しています。

(2) 実効性を重視したグループコンプライアンス体制

（“Think globally, Manage regionally, Act locally”）

事業のグローバル化が深化するにつれ、各国・各社の状況に即したコンプライアンス体制のきめ細かい運営が一層重要となることから、主要な事業地域に地域法務・コンプライアンス統括（Regional Legal and Compliance Office (RLCO)）を設置し、各社個別の具体的な課題やニーズを把握し、必要とする施策の立案・実施、コンプライアンス体制の構築および運営などについて協働するとともに、支援・指導しています。

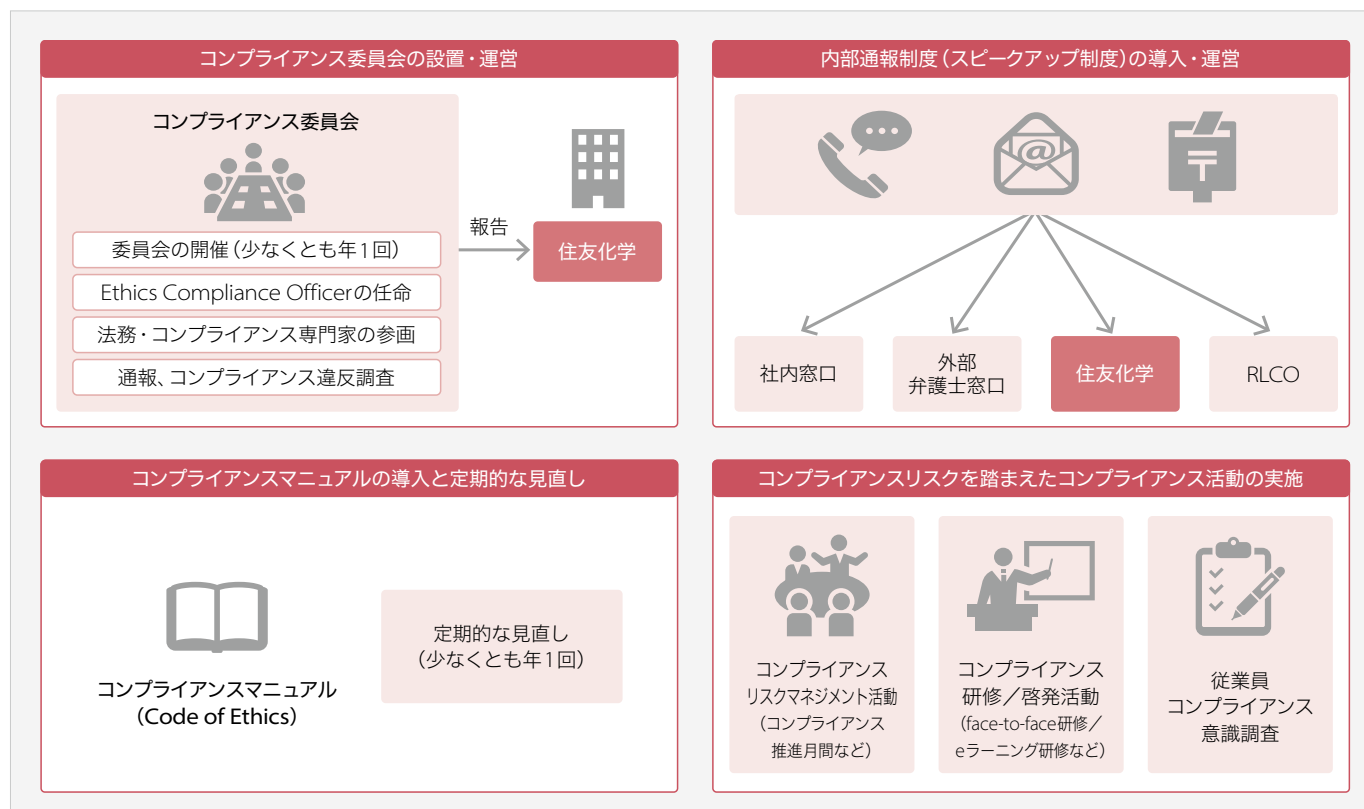
■ 住友化学グループコンプライアンス体制



(3) 当社およびグループ会社におけるコンプライアンス体制の導入およびその運営

住友化学グループ全体でコンプライアンスを徹底するためには、住友化学およびグループ各社がそれぞれコンプライアンス体制を確立し、運営することが重要です。そのような観点から、基準となるコンプライアンス体制および活動を示した住友化学グループコンプライアンス標準を制定しています。住友化学およびグループ各社は、これに従い、主に以下の取り組みを行っています。

■ コンプライアンス体制運営のイメージ



内部通報制度（スピークアップ制度）

(1) 通報制度はコンプライアンス徹底の鍵

住友化学グループでは、コンプライアンス違反の早期発見・未然防止を図るため、コンプライアンス違反またはそのおそれを知った場合に、直接コンプライアンス委員会または社外の弁護士等に通報できる、いわゆる内部通報制度（当社ではスピークアップ制度という）を導入しています。当社の役職員（契約社員などを含む）の他、役職員の家族、グループ会社の役職員とその家族、当社およびグループ会社の退職者ならびに当社グループの事業に何らかの関与のあるすべての方々（取引先など）がこのスピークアップ制度を利用できます。

さらに、より確実に情報提供してもらえるよう、①グループ各社のコンプライアンス委員会、②RLCO、③住友化学本体のコンプライアンス委員会および④同委員会が指定した社外弁護士等、それぞれにおいて、通報を受け付けるスピークアップ通報窓口を設け、通報者が最も適切と考える通報先を選ぶことができるよう体制を整備しています。また、匿名での通報であっても、通報を受領し、対応しています。

（注）・欧州連合地域内における事態に関する通報については、同地域あるいは域内各国の個別の諸法令を遵守して対応している
・公的研究費を用いた研究の研究不正または研究費不正にかかる告発（通報）については、何人もこのスピークアップ制度を利用可能

(2) 監査等委員会による指導・監督

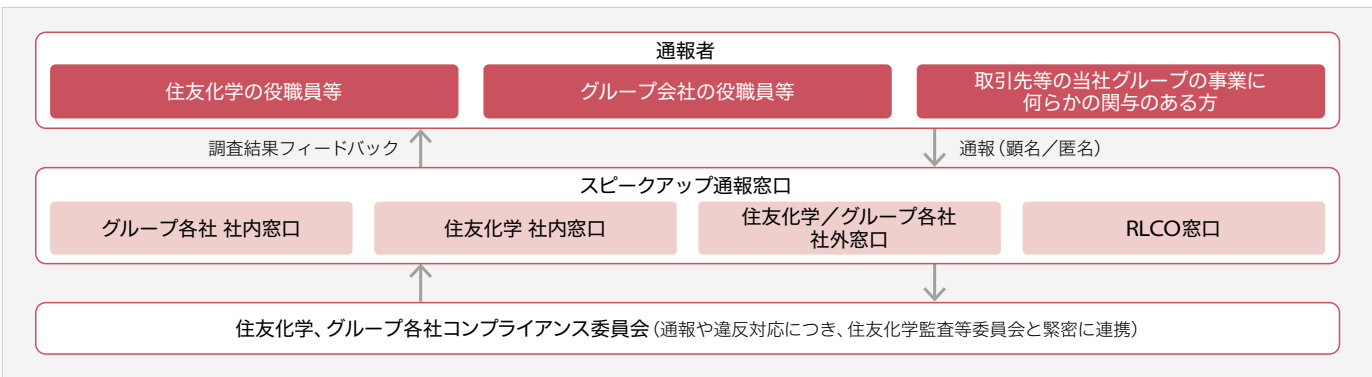
住友化学およびグループ会社のコンプライアンス委員会に寄せられたスピークアップ通報およびコンプライアンス違反案件については、ガバナンスの観点からも重要なものであることから、監査等委員会に定期的に、また重要なものについてはその都度、こうした案件を報告し、指導・監督を受けています。なお、公益通報者保護法に基づき経営幹部に関する通報対応の独立

性をより強化するため、経営幹部に関する通報については、監査等委員会のみには報告し監査等委員会の監督および指示を受けながら通報対応業務を行うこととしています。

(3) 内部通報制度（スピークアップ制度）の利用を促進するために

住友化学グループでは、通報に基づく調査にあたり、通報者のプライバシーや秘密保持に対し最大限の配慮がなされ、また誠実に通報を行った通報者が、通報を行ったことを理由として解雇、配転、差別などの不利益を受けることがないこと、また、自ら行ったコンプライアンス違反について自主的に会社に報告・通報し、かつコンプライアンス委員会の調査に協力した場合、本来受けるべき懲戒処分が減免がありうること（社内リニエンス）をコンプライアンスマニュアルで明示し、従業員に周知しています。さらに、スピークアップ制度が真に有効に機能するよう、従業員に対し、このような秘密保持、不利益取扱禁止および社内リニエンスについて研修、社内報などを通じて周知を図るとともに、制度の利用状況について情報共有するなどして、利用を検討する従業員に、通報しても不利益がないことを理解してもらえる工夫をしています。

内部通報制度（スピークアップ制度）に基づく通報の流れ



(4) 最近の通報制度運用実績

通報制度の利用促進の取り組みの結果、2025年度、住友化学およびグループ各社（当社持株比率50%超の上場会社を含む）のコンプライアンス委員会に寄せられた通報は、全体として213件となり、前年度に比べ9件の減少となりました。いずれの通報についても、迅速かつ慎重な調査が実施され、コンプライアンス違反や、違反の温床になりかねないような事態が発見された場合には、必要な是正措置などが確実に実施されています。また、かかる是正措置については、必要に応じてグループ全体で共有し、各社で同種の問題が発生することのないよう徹底しています。

■ 通報件数（住友化学グループ※）

	2023年度	2024年度	2025年度
件数	232	222	213

※ 当社持株比率50%超の上場会社を含む

スピークアップ制度の利用について

<https://www.sumitomo-chem.co.jp/sustainability/governance/compliance/forms/>

コンプライアンス違反時の対応

住友化学およびグループ会社では、役職員がコンプライアンス違反またはそのおそれのある事案を発見した場合に、直ちに関係部署ならびにコンプライアンス委員会へ報告することとしています。報告後、直ちに調査対応がなされるほか、コンプライアンス違反が発見された場合には、是正措置および再発防止策が策定され、当該部署だけでなく住友化学グループ全体にも横展開され、再発防止を徹底しています。また、内部統制・監査部およびレスポンス・ケア部は、コンプライアンスの視点からの監査も行っています。この監査により、コンプライアンス違反が発見された場合には、その都度直ちに是正を行うこととなっています。2025年度については、住友化学グループの事業継続に関わる重大なコンプライアンス違反の発生はありませんでした。

■ 2025年度 コンプライアンス違反件数 (住友化学グループ※)

内容	件数
重大なコンプライアンス違反件数	0
各国競争法の重大な違反	0
腐敗に関する法令の重大な違反	0
上記以外の社会経済分野に関する法令の重大な違反	0

※ 当社持株比率50%超の上場会社を含む

住友化学グループにおける 主なコンプライアンス活動実績

(1) コンプライアンス委員会の開催状況

住友化学およびグループ会社では、コンプライアンス委員会を設置し、定期的（少なくとも年1回）、または随時に開催することとしています。住友化学では2026年4月17日にコンプライアンス委員会を開催しました。また、その結果について、取締役会および監査等委員会に報告し、フィードバックを受けています。

(2) コンプライアンスマニュアルの見直しおよび改訂

住友化学およびグループ会社では、コンプライアンスマニュアル見直しの検討を定期的（少なくとも年1回）に実施することとしており、検討の結果、見直しの必要があれば直ちに改訂を行っています。住友化学では、コンプライアンスマニュアルの見直しを関係部署にて行い、その結果を踏まえて、2026年4月に改定を行いました。

コンプライアンスマニュアル

📄 https://www.sumitomo-chem.co.jp/sustainability/governance/compliance/rules_society/ 

(3) コンプライアンス推進活動

① コンプライアンスリスクマネジメント活動 (コンプライアンス推進月間など)

住友化学および一部のグループ会社では、毎年9月を「コンプラ

イアンス推進月間」と定め、製造、研究、営業、間接の各部門の全ての職場の全員が参加・議論をして、各職場で発生しうるコンプライアンスリスクの洗い出し、リスクに対する具体的な発生予防策の検討・立案、さらにすでに発生予防策が策定されている場合には、その再点検を実施しています。この活動を継続的に実施することで、各職場における具体的なコンプライアンスリスクの低減とともに、従業員一人ひとりの意識向上に役立てていきます。

2025年度の推進月間では、「新中期経営計画を実行する上で新たに生じうるコンプライアンスリスクへの対応」をトピックスとして掲げ、各部にてリスクの洗い出し、および発生予防策の策定を行いました。各部から提出された報告書については、外部弁護士を加えた評価チームにて客観的な評価を行い、評価結果の良い部署およびその取り組みを社内で共有し、さらなるレベルの向上を図っています。

■ これまでのコンプライアンス推進月間における検討必須項目一覧

実施年度	検討必須項目
2016	偽装
2017	癒着、ハラスメント
2018	秘密情報の漏えい、会社資産の管理
2019	業法の遵守
2020	新型コロナウイルスの流行に伴う環境変化
2021	自部署の手続きで起こりがちな不適切事例
2022	情報管理
2023	風通しの良い職場、声を上げることができる職場
2024	上司部下分け隔てなく、率直かつ建設的な意見を積極的に出し合えるような職場風土
2025	新中期経営計画を実行する上で新たに生じうるコンプライアンスリスクへの対応

②コンプライアンス研修

コンプライアンスの徹底のためには、個人のコンプライアンス意識を高める必要があることから、継続的な教育の実施を重視しており、住友化学およびグループ各社の経営幹部対象の研修、昇進時の階層別研修を実施しています。また、個別、各論をテーマにしたface-to-faceの研修やeラーニング研修も実施しています。2025年度については、住友化学全従業員（約7,300人）を対象にしたコンプライアンスeラーニング研修を実施し、全ての従業員が受講しました。また、国内外グループ会社においてもコンプライアンス研修を実施しています。

■ 2025年度 コンプライアンス研修実施状況

	実施状況
住友化学	コンプライアンスeラーニング研修（情報持出、セクハラ・カスハラ・就活ハラスメント、癒着防止等）：受講率100%（全ての事業所、部門にて実施） （その他、昇進時研修、腐敗防止・品質・安全・物流・情報セキュリティ等に関する個別研修を対象者に対して実施済）
住友化学グループ※	コンプライアンスに関する研修を受けた従業員の割合（受講率） 国内外グループ会社の受講率：94.6%

※ 住友化学は含まず

③ 従業員コンプライアンス意識調査

以上のコンプライアンス活動および研修等の効果を測るため、住友化学および国内外のグループ会社では従業員コンプライアンス意識調査を定期的に実施しています。2025年度に、住友化学では第8回目の従業員コンプライアンス意識調査を実施しました。また、2023年度から2024年度にかけて国内外グループ会社においても、同様の従業員コンプライアンス意識調査を实

施しており、住友化学とグループ会社の比較やグループ会社間の比較による分析を行い、グループ各社におけるさらなるコンプライアンス向上に向けた課題発見および対策立案につなげています。

(4) 人権尊重、腐敗防止に向けた取り組み

住友化学グループでは、特に近年、人権尊重に関する取り組み、贈収賄や業者との癒着等の腐敗防止施策を通じたサプライチェーン全体の健全性維持に関する取り組みを強化しています。

(5) 競争法遵守に向けた取り組み

住友化学では、競争法遵守の徹底のため、取締役会・監査等委員会の指導・監督のもと、住友化学グループ全体での競争法遵守体制の構築・運営を担う、独禁法遵守・贈収賄防止委員会（委員長：社長）を設置しています。また、住友化学では、「独占禁止法遵守マニュアル」を導入し、国内外のグループ会社においても同マニュアルを導入のうえ、このマニュアルを利用した研修も積極的に実施しています。

このほか、事業部門に属する役職員と競争事業者との接触を原則として禁止し、業務上必要不可欠な場合のみ、例外的に、事前に許可を与えた場合に限り接触を許すという制度（同業者面談伺い制度）を導入しています。また、製品の販売価格は、常に独自の判断に基づき自主的に決定されなければなりません。当社はこれを実践するため、当社製品の販売価格や価格フォーマルを一律改定等する場合には価格審議委員会を開催し、同委員会における厳正な審議を経て改定等を決定しています。

■ 競争法に関する研修状況（周知等啓発活動含む）

	実施状況
住友化学	対象となる事業所、事業部門にて実施済（計32回実施／2018年度以降累計）
住友化学グループ※	国内グループ会社：4社（2025年度実施） 海外グループ会社：6社（2025年度実施）

※ 住友化学は含まず

(6) コンプライアンス監査

当社各事業部門およびグループ各社におけるコンプライアンス体制の運営や活動などが適切に実施されていることを監査することも重要であることから、内部統制・監査部やレスポンスブルケア部によりコンプライアンス監査が実施されています。コンプライアンス監査で発見された事項については、適切に是正措置を講じています。

-  P099 人権尊重
-  P041 腐敗防止：サプライチェーン全体での取り組み
-  P046 レスポンスブル・ケア：レスポンスブル・ケア監査（RC監査）

住友化学グループ コンプライアンス活動方針 (2026年度)

2025年度に開始した住友化学グループ中期経営計画のもと、

- スピークアップ・コンプライアンス違反調査への適切な対応
- コンプライアンス教育・啓発活動
- コンプライアンス監査

など、これまでのコンプライアンス推進活動をグループ全体で着実に実践していくほか、グループコンプライアンスのさらなる強化、クロスオーバーするコンプライアンス課題への対応にも重点的に取り組むことで、当社グループコンプライアンス体制の運用を強化・拡充し、その実効性をさらに高めていきます。

■ 2026年度 住友化学グループ コンプライアンス活動目標

項目	2026年度の目標	2025年度の実績		2024年度の実績	2023年度の実績
内部通報※1 (スピークアップ通報)	通報1件あたり、従業員数について前年度比100%を維持(151人/通)	151人/通		160人/通	158人/通
コンプライアンス研修	95%のグループ会社において、コンプライアンス研修を実施	住友化学※2:	100%	住友化学※2:	100%
		国内グループ会社※3:	94.7%	国内グループ会社※3:	95.5%
		海外グループ会社※3:	96.1%	海外グループ会社※3:	80.4%

※1 当社持株比率50%超の上場会社を含む
※2 受講率(従業員の割合)
※3 実施した会社の割合



腐敗防止

基本的な考え方

企業活動のグローバル化の進展に伴い、国際取引における公正な競争の確保がますます重要になっています。このことから、米国の海外腐敗行為防止法や英国の贈収賄防止法の強化に見られるとおり、贈収賄などの腐敗行為を防止すべきとの認識が国際的に高まり、法規制の厳格化が進んでいます。かかる状況のもと、住友化学は公務員への賄賂、過剰な接待や贈答品の授受、癒着、横領、背任などのあらゆる形態の腐敗行為の防止をコンプライアンス徹底における最重要課題の一つとして位置づけています。そして、腐敗リスクに適切に対応できる社内体制を充実させることにより、その発生を未然に防止するなど、健全な経営環境を確保することに注力しています。

独禁法遵守・贈収賄防止委員会

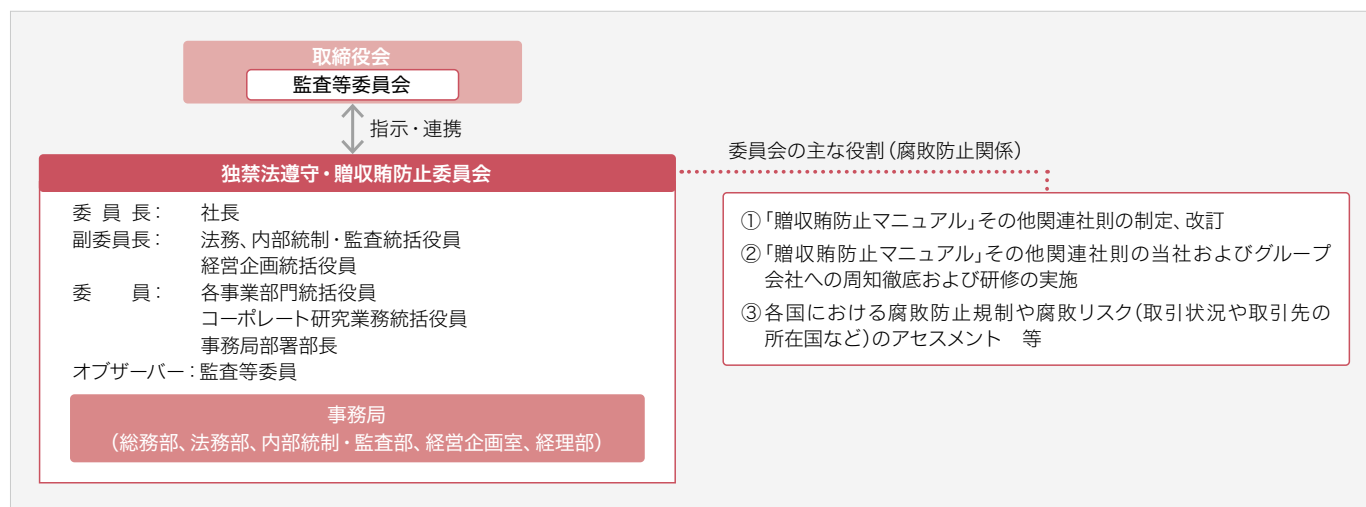
住友化学では、腐敗防止の徹底のため、取締役会・監査等委員会の指導・監督のもと、住友化学グループ全体での腐敗防止体制の構築・運営を担う、独禁法遵守・贈収賄防止委員会（委員長：社長）を設置しています。

同委員会は、社長自らのメッセージで、役職員による公務員への贈賄および役職員による収賄行為（過剰な接待や贈答品の授受、癒着、横領、背任）など、あらゆる形態の腐敗行為禁止についての方針およびコミットメントを示しています。さらに、腐敗防止に関する詳細なルールを記載した「贈収賄防止マニュアル」を制定し、国内外のグループ各社への展開、社内イントラネットへの掲示、定期的な研修などを実施することで、当社およびグ

ループ会社の役職員に遵守を徹底しています。

また、各国における腐敗防止規制や腐敗リスク（取引状況や取引先の所在国など）のアセスメントを実施し、その結果を踏まえ、腐敗防止確保に関する方針や強化策を決定し、当社を含むグループ各社に展開し、運用しています。

独禁法遵守・贈収賄防止委員会体制



■ 贈収賄防止マニュアル(要旨)

第1章 基本原則

1. 贈賄行為の禁止
政府関係者のほか民間の取引先等も含めた第三者に対する贈賄行為の禁止を規定
2. 収賄行為の禁止
収賄行為の禁止を規定。また、賄賂はもちろんのこと、第三者に対する贈答、接待等の要求の禁止を規定
3. 過剰な贈答品、接待の授受の禁止
過剰なまたは当社の評判を損ねるおそれのある贈答、接待の禁止を規定

第2章 政府関係者への贈賄禁止

政府関係者に対するあらゆる形式での不当な利益の供与が贈賄となりうることを規定。さらに、政府関係者への接待・贈答が禁止される状況、政府関係者の工場等への招聘時の手続き、寄付・政治献金に関する手続き、現地法の確認・遵守を規定

第3章 ビジネスパートナー新規起用・継続起用に際しての
遵守事項

当社の業務に関連して政府関係者と接触する可能性のあるエージェント、ディストリビューター、コンサルタント等(「ビジネスパートナー」)の新規・継続起用時のデュー・ディリジェンス実施、対価の相当性の確保、ビジネスパートナーとの契約締結等の手続き等を規定

第4章 適正な記録の作成・保持

接待、贈答、ビジネスパートナーへの支払い等に関する適切かつ正確な記録の作成・保持義務を規定

第5章 遵守状況のモニタリング

社内各部での遵守徹底、内部統制・監査部による監査、独禁法遵守・贈収賄防止委員会による取組等を規定。加えて、当社の役職員による違反行為(そのおそれを含む)認知時の報告義務を規定

第6章 違反時の措置

本マニュアルの違反が懲戒対象であることを規定



サプライチェーン全体での取り組み

住友化学グループは、腐敗防止を当社グループのサプライチェーン全体で達成するために、エージェント、コンサルタント、ディストリビューターなどのビジネスパートナーには、新規起用時や契約更新時、ビジネスミーティングなどの際に、定期的に腐敗防止に関する当社の方針について研修を実施するなど周知徹底しています。そして、これを遵守することについて宣誓を受けています。起用や更新の度に、デュー・ディリジェンス手続きとして、ビジネスパートナーに会社概要や過去の腐敗問題の有無などについて書面での回答を求め、その回答をもとに腐敗リスクのアセスメントを実施しています。特に公共入札取引や開発途上国など腐敗リスク（公務員への贈賄等）が高い案件におけるビジネスパートナーの起用時には、上記に加え、外部専門家によるビジネスパートナーへの実地インタビューなどを含む、より精緻なリスクアセスメントを行っています。アセスメントの結果、腐敗リスクがあると判断された場合は、ビジネスパートナーへ腐敗防止に関する啓発活動を行うとともに、ビジネスパートナーにおける腐敗防止体制の強化などの是正策の実施を要請し、当社グループもこれを支援します（是正策の実施が拒否された場合、またはアセスメントの過程で腐敗行為が強く懸念される場合は、そのビジネスパートナーを起用しません）。

その他の施策

以上の施策のほかにも、接待や贈答の授受に関する社内規則の運用、各種の決裁手続きや支払手続きの厳正な運用などを通じて腐敗行為の防止に取り組んでいます。

また、腐敗行為またはそのおそれといった事態を早期に把握し、コンプライアンス違反を未然に防止し、早期に是正するため、ビジネスパートナーや取引先など、当社の事業に何らかの関与がある全ての方々が利用可能な内部通報制度（スピークアップ制度。匿名通報可能）を設置し運用しています。さらに、グループ役職員およびビジネスパートナーや取引先などにこの制度の活用について周知しています。

腐敗行為が確認された役職員については、社内規則に照らした上で懲戒の対象となり、ビジネスパートナーや取引先については、その是正を求めるとともに、取引中止などの措置を取ります。

税の透明性

基本的な考え方

住友化学グループは、納税を企業が果たすべき最も基本的かつ重要な社会的責任の一つと考えており、各国にて適用される税法を遵守し、その精神を尊重した適切な納税を行っています。

当社グループは、タックスヘイブン(租税回避地)と呼ばれる、無税あるいは低税率の国または地域の過度な税金優遇制度を利用することが各国における適正な税金納付を阻害すると理解しており、租税回避を目的としたタックスヘイブンの利用はせず、事業を実施している国や地域において適切な納税を行うことで、それらの国や地域の経済発展に貢献します。

住友化学グループは、税の透明性の確保、税務コンプライアンス向上のため、「住友化学グループ税務方針」を定めています。

マネジメント体制

税務コンプライアンスと税の透明性確保に向けた取り組みを高いレベルで実行するために「住友化学グループ税務方針」を制定するとともに、国内外のグループ会社にも共有しています。事業展開する各国・地域の税法を遵守し、適切に納税を行うことを徹底しています。

また、税務問題や税務戦略のうち重要なものについては、経営会議や取締役会で報告されています。

目標・実績

法人所得税納税額

■ 住友化学グループ納税額

(億円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
納税額	683	655	483	101	274

■ 2025年度 住友化学グループ地域別納税額

(億円)

	日本	海外	東アジア	北米	その他地域	総計
地域別納税額	69	205	139	15	51	274

住友化学グループ税務方針

▶ https://www.sumitomo-chem.co.jp/sustainability/files/docs/TaxPolicy_j.pdf 

▶ P031 リスクマネジメント

レスポンシブル・ケア

基本的な考え方

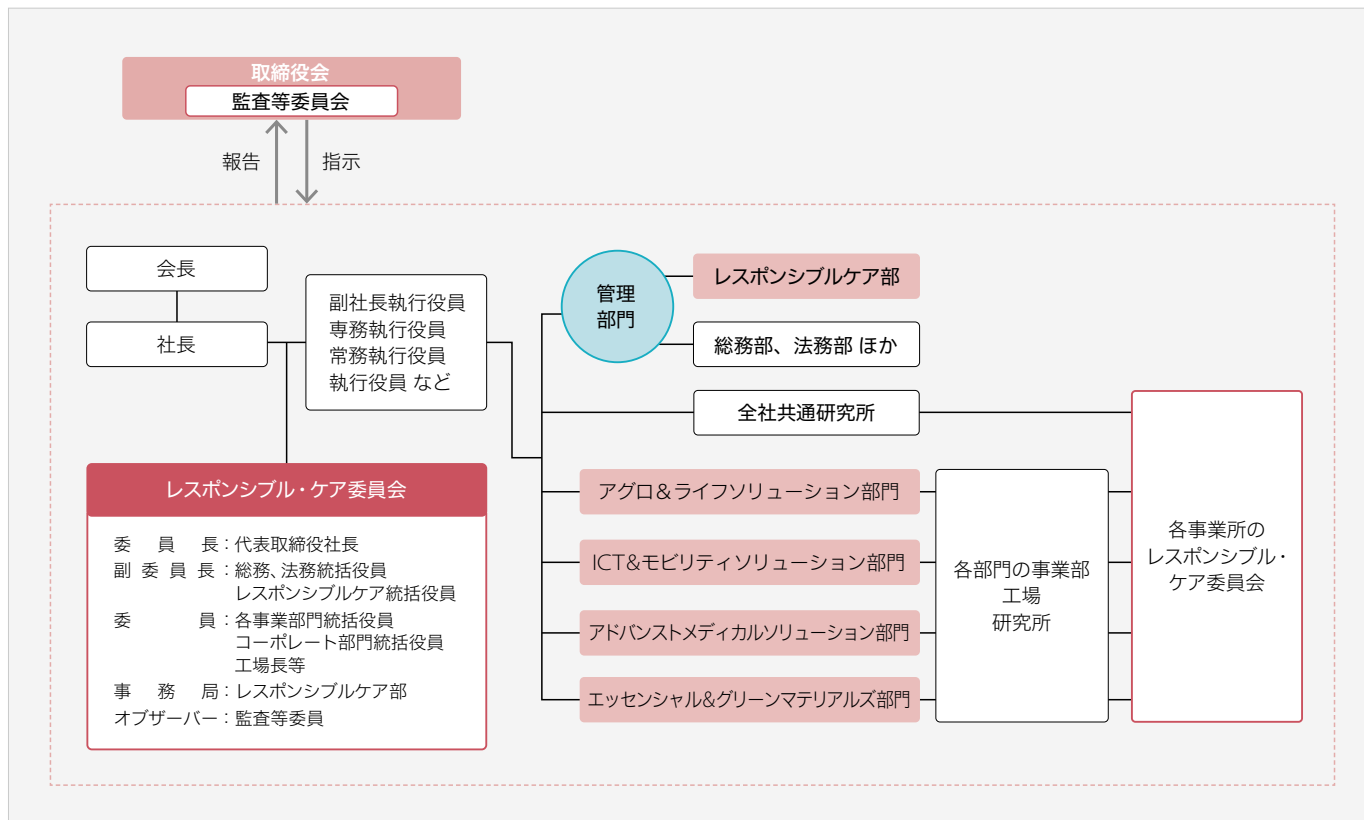
レスポンシブル・ケア(RC)とは、化学製品の開発から製造・物流・使用・最終消費を経て廃棄に至るライフサイクルにおいて、「安全・健康・環境」を確保すること、製造する化学製品の品質の維持・向上を図ること、そしてこれらの活動について、対話を進めることで社会からの信頼を深めていくことを目指す、化学産業の事業者による自主的な取り組みです。

住友化学グループは、レスポンシブル・ケア活動を経営の最も重要な柱の一つと位置づけ、「安全をすべてに優先させる」という基本理念のもと、「労働安全衛生」「保安防災」「環境保全」「気候変動対応」「プロダクトスチュワードシップ・製品安全・品質保証」「レスポンシブル・ケア監査」「物流」の分野ごとに目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいます。

マネジメント体制

住友化学のレスポンシブル・ケア活動の審議・承認機関である「レスポンシブル・ケア委員会」は、レスポンシブル・ケア委員長(代表取締役社長)のもとに、社内の4事業部門および管理部門の統括・担当役員、各工場の工場長等により構成されており、年度方針や中期計画、具体的施策の策定や、実績に関する分析および評価などを行っています。そして、同委員会の実施内容を取締役会へ適宜報告し、取締役会より必要な指示を受けることで、業務執行や監督機能などの充実を図っています。

■ レスポンシブル・ケア体制



方針・目標

レスポンシブル・ケア(安全、健康、環境、品質) 基本方針

住友化学は、事業活動のあらゆる段階において安全・健康・環境・品質に関して最優先に取り組む事項を「レスポンシブル・ケア(安全、健康、環境、品質) 基本方針」として定め、当社の事業運営の基盤とするとともに、グループ会社にもこの方針を伝え、住友化学グループ全体に周知徹底を図っています。

レスポンシブル・ケア(安全、健康、環境、品質) 基本方針

<https://www.sumitomo-chem.co.jp/sustainability/files/docs/ResponsibleCarePolicy.pdf>

レスポンシブル・ケア活動の推進

住友化学では、レスポンシブル・ケアに関する方針・目標などをグループ全体で共有し、レスポンシブル・ケア中期計画の基本方針である「事業活動の基盤である無事故・無災害による安定操業の確保」に取り組むとともに、製品のライフサイクル全般における「安全・健康・環境」の確保、そして製造する化学製品の品質の維持・向上に努めています。

現在、欧州・米州・中国・アジア大洋州の地域統括会社にはレスポンシブルケア専任者を配置し、地域に根ざしたレスポンシブル・ケア活動を展開しています。2016年からは、グループ全拠点における安全確保の取り組みとして、グループ共通の「安全グラウンドルール」を定め、全グループ従業員へ周知し、労働災

害撲滅に取り組むとともにグループ全体の安全活動の一層のレベルアップを図っています。そして、地域の安全・環境保全に努めるとともに、このような取り組みを近隣の皆さまに説明し、対話を進めることで、相互理解を深めていくように努めています。

また、国内外のグループ会社のレスポンシブルケア担当者が参加する定期会合や、地域統括会社、各生産拠点における研修や訓練を通じて、レスポンシブル・ケアの理念を実践できる人づくりを継続して行っています。さらに、レスポンシブル・ケア関連トピックスや類似災害防止のためのグループ内の事故・災害情報などを掲載したニュースレターの発信、グループ会社の優れた活動の表彰(RC Award)などのさまざまな活動を推進しています。

	中期計画(2025-2027年度)
労働安全衛生・保安防災	・“リスクに気づく、共有する、下げる”をキーワードとして、経時的に変化するリスクに対する働きかけを強化し、変化に強い安全組織を構築していく。 ・各種ITツールを駆使した安全技術情報のさらなる利活用を進め、類似災害の発生防止を図る。 ・最新の非破壊検査技術も活用しながら、外面腐食による漏洩トラブルの撲滅を図る。 ・激甚化する自然災害や高度化・巧妙化するサイバー攻撃を起因とする保安事故の発生防止および影響最小化への対応を強化する。
環境保全	・環境関係法規の徹底遵守と経験に左右されない迅速・適切なトラブル防止体制構築による事故の未然防止・トラブルや風評被害の最小化を推進する。 ・また、環境関連データ集計マネジメントシステムの高度化を進め、データ集計の効率化、適切な情報開示を進める。
気候変動対応	・環境価値算定・活用によるビジネス支援(CFP、LCA、SBC、削減実績量などの活用推進) ・生物多様性、水リスクなどの新規課題への対応 ・Sumika Sustainable Solutions®の推進
プロダクトステewardシップ・製品安全・品質保証	・化学品総合管理システム(SuCCESS)を含む当社システムの活用により取り組む。 ・製品品質の健全性を確保し、職場の品質文化を醸成して品質コンプライアンスを深化させる。さらに、製品安全審査を迅速かつ確実に実施し、品質問題の未然防止に努めることで、製品の安全性と信頼性の向上を図る。
レスポンシブル・ケア監査	・監査を通じ、レスポンシブル・ケアマネジメントシステムとその運用の継続的改善と関係法令遵守の徹底を図る。
物流	・物流安全品質事故の削減に取り組む。

(注) 各分野の重点活動と取り組み実績は、次章以降の詳細ページに掲載

エコ・ファーストの約束

住友化学は、環境省が進める「エコ・ファースト制度」において、2008年11月に総合化学企業で初めて「エコ・ファースト企業」として認定されました。2021年11月には、環境保全に関する新たな取り組みを反映して3度目の更新を行った「エコ・ファーストの約束」について環境大臣に宣言し、本約束に基づく取り組みを進めています。

エコ・ファーストの約束

▶ <https://www.sumitomo-chem.co.jp/sustainability/governance/responsiblecare/ecofirst/> 



結果  順調 /  おおむね順調

カーボンニュートラル社会の実現

2050年カーボンニュートラル実現に向けた グランドデザイン策定

- 住友化学グループ^{※1}として、2050年のカーボンニュートラル実現を目指し、2030年までに温室効果ガス(GHG)排出量を2013年度比で50%削減する方針を策定しました。GHG排出量の削減において、自社排出削減の「責務」と製品・技術を通じた世界への「貢献」の両面から取り組みを加速します。

▶ P053 カーボンニュートラル実現に向けたグランドデザイン

▶ P057 「責務」に対する具体的な取り組み

▶ P061 「貢献」に対する具体的な取り組み

Sumika Sustainable Solutions®(SSS) 推進

- 地球温暖化対策や環境負荷低減に貢献する製品・技術を認定する「Sumika Sustainable Solutions®(SSS)」を推進しており、これまでに認定された製品・技術の売上総額は5,556億円(2025年度連結)です。また、SSS認定製品・技術の活用により、2025年度にはGHG削減量が「技術」で290万トン-CO₂e、「最終製品」で420万トン、合計710万トンに達しました。

主なSSS認定製品・技術

▶ <https://www.sumitomo-chem.co.jp/sustainability/management/promotion/sss/products/> 

プラスチック資源循環の実現とプラスチック廃棄物の問題解決

プラスチックのマテリアルリサイクル・ ケミカルリサイクルの社会実装

- 製造プロセスに使用するプラスチック再生資源の量をKPIとして設定し、2030年までに年間20万トンを目指します。
- プラスチックをはじめとする炭素資源の循環を実現するため、プラスチックバリューチェーンの各段階において、3R(リデュース、リユース、リサイクル)に取り組んでいます。一部の技術についてはグリーンイノベーション基金事業^{※2}に採択され、技術開発を加速させています。

社会貢献活動の実施

- 2020年度以降、全役職員を対象に資源循環に関する教育・啓発活動を継続しています。また、事業所周辺地域や近隣河川・海岸の清掃活動にも取り組んでおり、2025年度は延べ60回にわたり実施しました。
- 一部の事業所では、従業員による自主的な日常のゴミ拾い活動をチーム対抗で競い表彰するなどの工夫により、清掃活動の一層の定着を推進しています。

アライアンスへの参画

- Japan Clean Ocean Material Alliance(CLOMA)の活動への協力など、個社では対応が難しい広範な社会課題への対応にも取り組んでいます。

▶ P017 イニシアティブへの参画

化学物質管理とリスクコミュニケーション

製品の安全性再評価、リスク評価の実施

- 安全性要約書を公開しており、順次改訂を実施しています。2026年1月時点で70の化学物質について公開しています。
(https://www.jcia-bigdr.jp/jcia-bigdr/material/icca_material_list)

「LRI^{※3}」への取り組み

- (一社)日本化学工業協会のLRI研究事業に、運営委員会の委員および研究戦略企画部会のメンバーとして積極的に参画し、研究推進を図りました。

情報公開およびコミュニケーションの充実

- ウェブサイト、住友化学レポート、サステナビリティレポート、環境・安全レポート(全工場)、地域広報紙などの発行、出前授業、インターンシップ、周辺地域の方々との対話などを実施しました。

※1 当社および国内外の連結子会社を対象

※2 2050年のカーボンニュートラル実現に向け、経済産業省がNEDOに2兆円の基金を造成し、野心的な目標にコミットする企業などに対して、10年間にわたり、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援する事業

※3 LRI(Long-range Research Initiative):化学物質が人の健康や環境に及ぼす影響に関する研究の長期的支援活動

■ レスポンシブル・ケア監査 (RC監査)

基本的な考え方

レスポンシブル・ケア監査 (RC監査) とは、安全と環境を守り、製品安全・品質を維持向上する活動が正しく行われていることを、チェックして問題点があれば改善を促す仕組みです。

住友化学グループにおけるレスポンシブル・ケアグローバルマネジメントを進めていく上で、RC監査活動は、事業遂行上の業務およびその管理・監督の状況をコンプライアンス、有効性と効率性、財務報告の信頼性の観点から検討・評価し、改善・合理化の助言・提案を行うことにより、コンプライアンス違反、不正または錯誤の発生を予防し、会社財産の保全および業務効率の向上を図り、当社およびグループ会社の経営の改善と内部統制システムの構築、維持、改善に資する機能を果たしています (レスポンシブル・ケア監査規程)。その機能は、以下の4ステップアプローチになります。

第1ステップ: 経営理念を共有する

第2ステップ: レスポンシブル・ケア (安全、健康、環境、品質) 基本方針、レスポンシブル・ケアマネジメントシステム、レスポンシブル・ケア業務標準の理解を促し共有する

第3ステップ: グループ各社にて最適なレスポンシブル・ケアマネジメントシステムを構築する

第4ステップ: RC監査を受けることで、レスポンシブル・ケア活動の方向修正やレベル合わせを行う

第1から第4ステップを通じたface-to-faceのコミュニケーションの中で、グループ各社の規模や業態、特性に応じたレスポンシブル・ケアマネジメント構築を支援しています。このようなRC監査の中で構築されたグループ会社との信頼関係が、グループ各社のさまざまな課題解決のための個別支援や活発な意見交換などに活かされています。

マネジメント体制

住友化学には専任のRC監査組織があります。レスポンシブルケア部担当役員の委嘱を受けた、レスポンシブル・ケアに関する知識・経験と監査技術を有する専任の監査員が、毎年度レスポンシブル・ケア委員会 (RC委員会) にて承認を受けたRC監査方針およびRC監査計画に基づき、社内はもとより、国内外のグループ会社 (監査対象とすべきと判断される連結経営会社および要

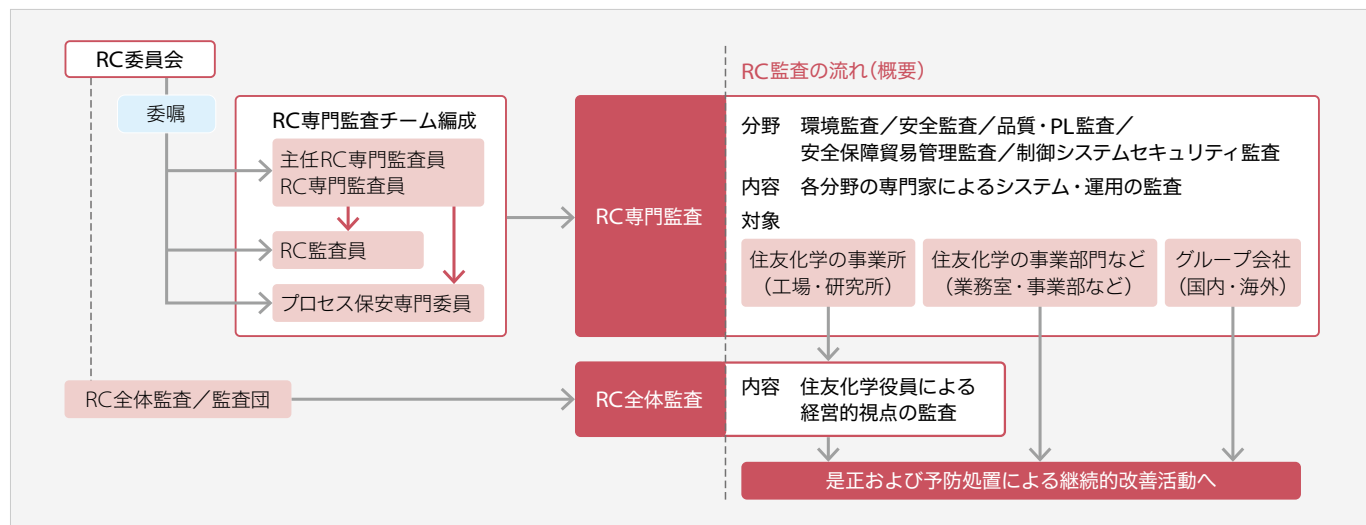
請を受けたグループ経営会社、上場グループ会社 (その子会社も含む) への監査を実施しています。2025年度は、監査計画どおりに国内外グループ会社に対する現地監査を全て実施しました。社内事業所 (工場・研究所) においては、レスポンシブルケア部担当役員が編成した監査団に対して、RC専門監査での重要な指摘に関する是正・予防処置の進め方、ならびにレスポンシブル・ケア活動概況と重要課題を報告し議論する、経営的視点のRC全体監査も実施しています。

引き続き、コンプライアンス違反、不正または錯誤発生の予防と住友化学およびグループ会社の経営の改善と内部統制システムの構築・維持・改善を図っていきます。

対象と周期

原則として住友化学の工場・事業部門は1年ないし2年、国内外のグループ会社は3年です。

■ RC監査の体制



目標・実績

■ RC監査実績（住友化学グループ）

事業所等		2023年度	2024年度	2025年度
専門監査※1	工場・研究所	7	7	7
	独立研究所	1	1	0
	物流中継所	0	0	0
	事業部門	4	3	3
	国内グループ会社	10	8	11※3
	海外グループ会社	13	3	5※3
全体監査※2	工場・研究所、独立研究所	8	6	6
合計		43	28	32

（注）P046「RC監査の体制」参照

※1 各分野の専門家によるシステム・運用の監査

※2 住友化学役員による経営的視点の監査

※3 2025年度の対象グループ会社は、国内26社（45事業所）、海外28社（34事業所）。その中から監査対象と判断し、現地監査した実績

■ 2025年度 事業所・事業部門の専門監査における指摘件数（住友化学）

指摘区分	事業所（工場・研究所）	事業部門（本社事業部）	合計
評価できる事項	11	1	12
改善が必要な事項	53	3	56
検討を要する事項	34	2	36
合計	98	6	104



サイバーセキュリティ

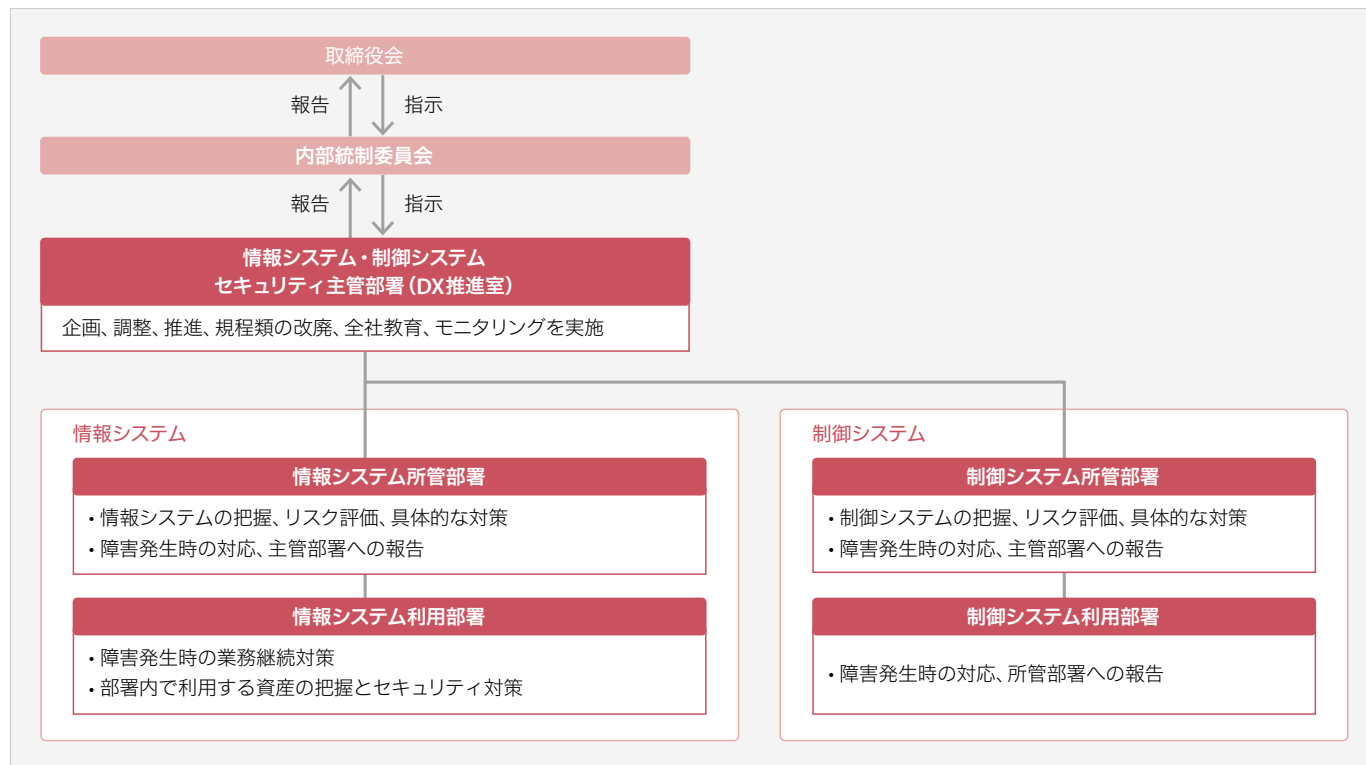
基本的な考え方

当社ではITの活用を通して「事業の競争力強化」「新たな価値創造」を追求するデジタル革新を加速していますが、一方でサイバー攻撃の巧妙化・高度化などにより情報システムや制御システムへのリスクも増大しています。サイバーセキュリティの目的は、情報システムの適切な管理による情報の漏洩や紛失の未然防止、制御システムの適切な管理を通じた健康・安全の確保や環境への影響防止、そしてセキュリティインシデント発生時の影響を最小限に抑えることなどです。当社は、重要インフラ事業者としての責任を果たすべく、サイバーセキュリティを経営上の重要課題として捉え、組織的・制度的・人的・技術的・物理的な側面から多面的なシステムセキュリティ対策を実施しています。

マネジメント体制

住友化学では、情報システムセキュリティおよび制御システムセキュリティについて以下の体制を構築して、PDCAサイクルを実施しています。

■ 情報システム・制御システム セキュリティ体制





目標・実績

組織の情報セキュリティの枠組みの国際規格であるISMS (Information Security Management System)の考え方に準じ、セキュリティポリシーを定め必要な対策を実施しています。

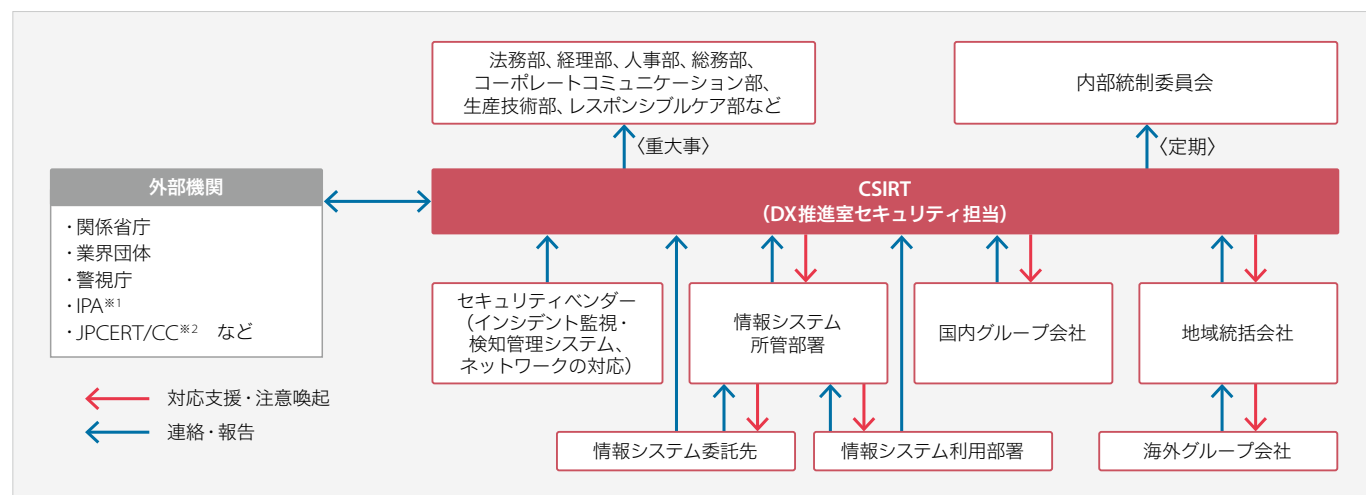
以下のような多面的なセキュリティ対策(多層防御と減災)を基本的な考え方としています。

対策分類	対策内容
組織的対策	・情報システムセキュリティ/制御システムセキュリティ対応体制構築 ・セキュリティインシデントに備え、事前に組織内外との情報共有体制を構築
制度的対策	・グループ会社を含めてセキュリティに関する標準、基準文書を制定 ・グループ会社を含めて定期的にITセキュリティ自己点検、ITセキュリティ内部監査を実施
人的対策	・eラーニングシステムなどを利用したセキュリティ定期教育を実施 ・注意喚起やセキュリティインシデント対応演習を実施
技術的対策	・サーバやパソコンなど個々のコンピュータやネットワークについて、アクセス制御対策、マルウェア対策、脆弱性対策などを実施
物理的対策	・入退室管理などの対策が完備されたクラウドサービスの利用

取り組み事例

情報システム・制御システムセキュリティ主管部署(DX推進室)内にCSIRT(Computer Security Incident Response Team)を設置し、外部機関からのセキュリティ情報の分析、当社グループ内への注意喚起や当社グループ内で発生したセキュリティインシデント情報を収集し、対応を全体管理しています。

■ セキュリティインシデント対応体制



※1 IPA: 独立行政法人 情報処理推進機構

※2 JPCERT/CC: Japan Computer Emergency Response Team Coordination Center